

## 九州大学障害者支援推進委員会規程

令和3年度九大規程第15号

制定：令和3年4月30日

最終改正：令和6年3月29日

(令和5年度九大規程第98号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、障害者支援推進委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 障害者支援推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る重要事項に関すること。
- (2) 差別の解消の推進に係る企画・立案及び実施・調整に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に係る調査に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他障害者支援に関すること。

### (組織)

第3条 障害者支援推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 各研究院、法務学府、システム生命科学府、統合新領域学府、マス・フォア・イノベーション関係学府、共創学部、教育学部、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター及び留学生センターの教授又は准教授のうちから総長が指名する者 各1人
- (3) キャンパスライフ・健康支援センター長
- (4) キャンパスライフ・健康支援センターの教授または准教授のうちから総長が指名する者 2人
- (5) 人事部長、学務部長及び病院事務部長
- (6) その他障害者支援推進委員会が必要と認める者 若干人

2 前項の委員（第1号、第3号及び第5号を除く。）の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

5 障害者支援推進委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

6 委員長は、障害者支援推進委員会を主宰する。

7 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第4条 障害者支援推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 障害者支援推進委員会等の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 障害者支援推進委員会等が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第6条 障害者支援推進委員会等に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学生支援課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、障害者支援推進委員会等の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に第3条の委員(第1号、第3号及び第5号を除く。)に規定する者として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたものに係る任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和3年度九大規程第46号)

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第136号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第98号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。